4　処分の原因となった事実　大成ロテック株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるとともに、同法違反により起訴された元社員は懲役刑、同社は罰金刑の判決を平成28年10月27日に受け、各々その刑が確定している。

また、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、同法に違反するものとして、平成28年９月21日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月５日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年12月22日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大林道路株式会社　代表取締役　長谷川　仁　東京都千代田区猿楽町２－８－８　国土交通大臣許可（特―24）第2523号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成29年１月６日から平成29年３月21日までの75日間

4　処分の原因となった事実　大林道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるとともに、同法違反により起訴された元社員は懲役刑、同社は罰金刑の判決を平成28年10月６日に受け、各々その刑が確定している。

また、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、同法に違反するものとして、平成28年９月21日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月５日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年12月22日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東亜道路工業株式会社　代表取締役　新谷　　章　東京都港区六本木７－３－７　国土交通大臣許可（特―26）第3226号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成29年１月６日から平成29年３月21日までの75日間

4　処分の原因となった事実　東亜道路工業株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるとともに、同法違反により起訴された元社員は懲役刑、同社は罰金刑の判決を平成28年10月27日に受け、各々その刑が確定している。

また、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、同法に違反するものとして、平成28年９月21日に公正取引委員会から排除措置命令を受けている。

これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月５日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年12月22日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社佐藤渡辺　代表取締役　上河　　忍　東京都港区南麻布１－18－４　国土交通大臣許可（特－24）第1720号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成29年１月６日から平成29年３月６日までの60日間

4　処分の原因となった事実　株式会社佐藤渡辺は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるとともに、同法違反により起訴された社員は懲役刑の判決を平成28年10月25日に、同社は罰金刑の判決を平成28年10月11日に受け、各々その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月５日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年12月22日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三井住建道路株式会社　代表取締役　松井　隆幸　東京都新宿区余丁町13―27　国土交通大臣許可（特―24）第1330号